

令和８年度「京都はぐくみ憲章子育て応援交流会」企画及び運営業務 仕様書

1 業務名称

令和８年度「京都はぐくみ憲章子育て応援交流会」企画及び運営業務

2 履行期間

契約の日から令和９年３月３１日まで

3 委託料の上限額

１，２２０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 業務の目的

本業務は、「京都はぐくみ憲章」制定２０周年を記念し、京都はぐくみネットワークの関係団体および「京都はぐくみ憲章実践推進者表彰」の歴代受賞者を招いた交流会を開催するものである。

本交流会の開催を通じて、「京都はぐくみ憲章」の機運醸成を図るとともに、京都市内で子どもたちのために活動する団体間の連携強化を目的とする。とりわけ、参加者同士が日頃の活動における共通の課題や悩みについて語り合える場や、各団体が持つ「資源（提供できること）」と「ニーズ（求めていること）」を相互に把握し、新たな連携やマッチングを生み出すことができる実践的なプログラムの実施を目指す。

5 業務内容

(1) イベントの企画支援

<日程>令和９年２月５日（金）１０時～１２時

<会場>京都経済センター２階 京都産業会館 北室・中室

※ 会場は予約済み。使用料は本市が支払う。

イベントがより効果的かつ充実したものとなるよう、以下の点に留意し、全体テーマの設定、司会者等の選定、およびプログラムの企画に関する総合的なサポートを行うこと。

- ・ 参加する活動団体にとって、今後の活動の参考となる新たな学びや気づきが得られる内容とすること。
- ・ 参加者同士が日頃の活動の課題や思いについて、率直に対話および意見交換を行える場を設けること。
- ・ 参加者同士が無理なく交流し、緩やかなつながりを構築することで、今後のネット

ワーク形成に資する企画を検討・実施すること。

- ・ 参加者が「同じ悩みやテーマ」ごとに分かれて深く話し合えるグループワークや分科会形式のプログラムを検討すること。
- ・ 各団体の「活動内容」「提供できる支援やリソース（需要）」と「求めていること・課題（供給・マッチング希望）」を可視化し、団体間のマッチングや協働のきっかけにつながる効果的な仕組み（マッチングタイム、カードを活用した手法など）を企画・提案すること。

※ 会場の寸法、貸出備品については、以下の産業会館のページを参照すること。

[【公式】京都産業会館ホール](#)

(2) イベントの運営

- ・ 参加者の出欠管理に係る業務
- ・ 主催者や招聘する出演者、関係先等との連絡・調整
- ・ 出演者（司会者も含む）の出演料等支払
- ・ 会場設営及び撤去
- ・ 司会進行・進行管理（会場レイアウト図、タイムテーブル、運営マニュアル、進行台本等資料の作成を含む）
- ・ 受付・案内・誘導
- ・ 安全管理
- ・ イベント保険への加入と保険料の支払
- ・ 参加者へのアンケートの作成・実施・回答集計・分析など
アンケートについては、交流会に対する満足度や事業全体に対する要望などが聴取できる内容にすること。
- ・ 当日配布資料等の作成
すべての配布資料等は（アンケート含む。）については、主催者と協議のうえ決定すること。
- ・ 全体進行管理
- ・ 事前準備等
- ・ 実施報告書、記録写真、動画及び原稿おこしの作成
- ・ 記念品等の制作
- ・ 参加者が意見交換・交流する際の軽食（お菓子・飲料程度）提供

6 成果物

次に掲げる成果物を、本業務終了後30日以内に提出すること。

- (1) 業務完了届
- (2) 業務終了報告書
- (3) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料

- (4) 上記(1)及び(2)に係る電子データ

7 本業務の実施条件

本業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守ること。

- (1) 本仕様書、企画提案書に基づき、本市と協議のうえ、業務を行うこと
- (2) 本業務を確実に履行できる体制を設けること
- (3) 本市と十分な連絡を取り、本業務を進めること。また、本市が会議等への出席を要請した場合には、即応できる体制を構築しておくこと。

8 その他

(1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

(5) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、本業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること